島根地方最低賃金審議会
島根県特定最低賃金専門部会合同会議
議事録

１　日　　時　令和８年９月２５日（金）　１３：３０～１５：００

２　場　　所　松江地方合同庁舎　共用第４会議室

３　出 席 者　公益代表委員　　出席５名　　定数５名

労働者代表委員　出席１１名　　定数１５名

使用者代表委員　出席９名　　定数１２名

４　主要議題　○各部会長及び部会長代理の選出

○最低賃金審議会令第６条第５項及び第７項の適用について

○関係労働者及び関係使用者からの意見聴取について

○最低賃金に関する基礎調査結果について

【山根職員】　委員の皆様には、本日お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいま定刻となりましたので、島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議を開会いたします。

本日の会議につきましては、専門部会委員の任命後、初めての会議となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。私は、島根労働局賃金室職員の山根と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日、各委員の皆様にお配りしております資料等につきまして、説明させていただきます。本日は、会議次第が１枚、会議資料その 1、その 2、そして机上資料で構成されています。

会議資料その１として右上にナンバー１からナンバー６を印字したもの。会議資料その１の中身につきまして、

ナンバー１が、各専門部会の委員名簿。

ナンバー２が、最低賃金の改正決定についての諮問文の写し。

ナンバー３が、鉄鋼、はん用機械等、電子部品・デバイス等、自動車製造、

自動車新車小売の５つの専門部会の最低賃金専門部会運営規程。

ナンバー４が、最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋。

ナンバー５が、答申日別最短効力発生予定日一覧表。

ナンバー６が、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業に関連する各種助成金のリーフレットになります。

次に、会議資料その２といたしまして、緑色のファイルにナンバー１からナンバー１８までを綴じた、賃金引上げ関係、賃金統計関係、経済指標・行政関係、生活保護関係の資料をお配りしております。

なお、会議資料その２につきまして、今年度からご出席いただいております本審の審議会委員の皆様には、本日までに更新した資料のみをお配りしています。

また、各専門部会別に、部会名の書かれており、ホチキス留めした最低賃金基礎調査結果報告書、1 枚ものの９月２５日参考資料をお配りしております。

このほか、机上資料として申出書の写し、特定最低賃金専門部会日程スケジュール表をお配りしています。

以上が本日配付しております資料となります。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

次に、本日の委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。本日は、鉄鋼の専門部会使用者代表の多野委員、三好委員、電子部品・デバイス等の専門部会使用者代表の内田委員、労働者代表の鐘撞委員から、欠席の連絡をいただいております。

また、お見えになっていない委員が数名いらっしゃいます。

本日の会議は、５件の専門部会を合同で開催いたしますが、それぞれの専門部会につきまして、現在の出席状況において、最低賃金審議会令第５条第２項の規定にある定足数を満たしており、会議が有効に成立しますことをご報告します。

また、本日の合同会議については、会議公開の原則に基づき会議の傍聴手続きを行いましたところ、傍聴希望は１名で本日１名の方が傍聴しておりますことを併せてご報告します。

それから、本日の会議の議事録については、公開となりますので、ご承知願います。

最初に、議事に入ります前に、各委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

手元の会議資料その１の資料ナンバー１委員名簿のとおり、令和８年９月１８日付けで、任命させていただきました。本来は、それぞれ名前を読み上げてご紹介すべきでありますが、この委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして会議次第２、労働基準部長の河野から挨拶を申し上げます。

【部　長】　労働基準部長の河野でございます。特定最低賃金専門部会、各部会委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

島根県最低賃金の改正につきましては、９月１０日に官報公示も終わりまして１０月１０日の法定発効を待つだけとなっております。現在、改正額の周知と合わせまして、業務改善助成金など最低賃金引き上げに向けた支援策の周知広報を行っているところでございますが、本日から特定最低賃金の審議をお願いすることとなりました。

本年は前年に引き続き、特定最低賃金５業種についての改正の申し出がございまして、申出のあった業種すべてについて改正の必要性ありと答申をいただいたところでございます。それを受けまして本日、合同会議の開催となった次第でございます。

最低賃金の取り巻く情勢は、依然として厳しいと認識しておりますけれども、これから、それぞれの専門部会におきましても、慎重な金額審議を重ねていただきまして、最終的には全会一致の結論を見出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【山根職員】　続きまして、会議次第３の部会長及び部会長代理の選出でございます。専門部会の部会長、部会長代理は最低賃金法第２５条第４項により、公益委員の中から選出することとされており、これまで労側委員あるいは使側委員か

ら推薦をいただいております。今年度も各部会の部会長、部会長代理をご推薦いただければと思います。よろしくお願いいたします。

どなたかご推薦いただけますでしょうか。はい、お願いします。

【橋本委員】　はい、島根県経営者協会の橋本でございます。それでは私から推薦をさせていただきたいと存じます。

鉄鋼の部会長には、藤本委員、部会長代理には、森山委員。

はん用機械等の部会長には森山委員、部会長代理には、上代委員。

電子部品・デバイス等の部会長には、小田川委員、部会長代理には、上代委員。

自動車製造の部会長には、小田川委員、部会長代理には、森山委員。

新車小売の部会長には、松本委員、部会長代理には、小田川委員。

以上の方々をそれぞれ推薦申し上げます。

【山根職員】　ありがとうございます。ただいま、橋本委員より、特定最賃５業種の専門部会委員の部会長、部会長代理について推薦がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議ありません。」）

【山根職員】　ありがとうございます。それでは、改めて確認いたします。

鉄鋼の部会長に、藤本委員、部会長代理に、森山委員。

はん用機械等の部会長に森山委員、部会長代理に、上代委員。

電子部品・デバイス等の部会長に、小田川委員、部会長代理に、上代委員。

自動車製造の部会長に、小田川委員、部会長代理に、森山委員。

新車小売の部会長に、松本委員、部会長代理に、小田川委員。

以上となります。よろしくお願いいたします。それでは、以後の部会の進行となりますが、本日は５つの特定最低賃金専門部会の合同会議となりますので、各部会を代表して、藤本委員に部会長として、また松本委員に部会長代理として、会議の進行をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議ありません。」）

【山根職員】　それでは、会議次第の４に移ります。藤本部会長から一言ご挨拶をいただき、以後の会議の進行をよろしくお願いいたします。

【部会長】　５つの専門部会を代表して、この合同会議の進行を務めさせていただきます藤本でございます。よろしくお願いいたします。先般は、島根県最低賃金の改正審議につきましては、本年度は審議が７回にわたり、最終的には採決による結審となり答申をさせていただきました。

いよいよ本日からは特定最低賃金の審議が始まります。改正諮問がありました島根県の主要産業でもあります５業種について、島根県最低賃金の審議と同様に、労使双方それぞれご主張はあろうかと思いますが、何卒円滑な審議にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事に移ります。会議次第５の島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の開催について、事務局から説明してください。

【室　長】　室長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。改正決定の諮問に関わるこれまでの経過について説明をさせていただきます。本年３月１０日に労働者を代表する者から６件の特定最低賃金の改正決定などの意向表明を受けまして、３月１６日に第４４５回審議会が開催され、その後、３月１７日に１件の意向表明がありました。事務局では意向表明を受けまして、 ６月に最低賃金基礎調査などを実施して、資料の準備を進めてまいりました。その調査結果につきましては、後ほど説明いたします。そして、７月以降に各労働団体から百貨店総合スーパーを除く５業種につきまして改正決定、１業種につきまして新設決定の申出書の提出がございました。ただし、新設決定の申し出につきましては、９月１日に取り下げがございました。

以上を受けまして、９月１日の第４４９回島根地方最低賃金審議会におきまして、労働局長が改正の必要性について諮問を行い、必要性検討委員会で検討された結果を踏まえ、改正決定の申し出があった５業種すべてについて

必要性ありとの答申を全会一致でいただき、同日、労働局長から審議会会長に改正の諮問を行っております。その諮問を受けまして、最低賃金法第２５条第２項により５業種それぞれの専門部会が設置され、９月１８日付けで各専門部会委員を任命いたしまして、本日、その第１回目の専門部会を合同会議という形で開催しております。以上です。

【部会長】　ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

（「ありません。」）

【部会長】　それではないようですので、次に進みます。会議次第６の最低賃金審議会令第６条第５項及び第７項の規定の適用について、事務局から報告してください。

【室　長】　それでは資料ナンバー４をご覧ください。資料ナンバー４で最低賃金審議会令の抜粋をお配りしております。

最低賃金審議会令第６条第５項は、審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる、という規定でございまして、改めて本審議会を開催し議決する必要がなくなります。なお、この場合、運用として、専門部会において全会一致で議決された場合に限ることとなっております。

また、最低賃金審議会令第６条第７項は、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする、という規定でございまして、専門部会終了後に改めて本審議会を開催する必要がなくなります。

この２つの規定につきましては、第４４９回審議会においてご審議いただき、それぞれの規定の適用が議決されておりますことをご報告いたします。

【部会長】　続きまして、会議次第７の関係労使からの意見聴取について、事務局から説明してください。

【室　長】　それでは、関係労使からの意見聴取でございます。

最低賃金法第２５条第５項及び最低賃金法施行規則第７条並びに同施行規則第１１条第１項の規定に基づき関係労使からの意見聴取の公示を、９月１日から９月１６日まで行いましたが、意見の提出はありませんでした。

最低賃金の改正諮問を行った際の関係労使からの意見聴取の方法につきましては、最低賃金法施行規則第１１条第２項に、関係労使からの意見書の提出のほか、関係労使のうちから適当と認める者をその会議に出席させる等により、意見を聞くものとする旨が規定されております。

したがいまして、この意見聴取の取扱いについて、ここでご審議をいただきたいと思います。

【部会長】　ただいま事務局から説明がありました。関係労使からの意見聴取について、労使からのご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「ありません。」）

【部会長】　それでは、事務局から説明がありましたように、各専門部会の審議経過の中で必要が生じれば、その時点で意見聴取を検討することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」）

【部会長】　それでは、そのようにいたします。続きまして、会議次第８の最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明してください。

【係　長】　それでは、資料の説明をさせていただきます。

本年６月に実施しました最低賃金に関する基礎調査についてご説明します。皆様のお手元にある、部会別にお配りしております、ホチキス留めされた横

の基礎調査結果報告書。そちらと併せまして、９月２５日参考資料という表題から始まる、引上額と影響率の関係表の１枚ものの資料もご確認ください。

これらの資料を用いてご説明をいたします。本日は合同会議でありますため、各特定最低賃金のデータや資料の詳しい説明は省略をしまして、共通する部分のみご説明をさせていただきます。

まず、結果報告書、こちらの１ページ目をご覧ください。こちらが最低賃金に関する基礎調査の概要でございまして、このページの２に産業とありますが、こちらに記載をされています、アからクの８産業を対象として、最低賃金の改正審議のために、本年６月分の給与について調査を行っています。

さらに統計調査というのは、実績を報告いただく性質のものがほとんどではありますが、この基礎調査につきましては、仮に６月は欠勤がなくすべて出勤したものと仮定した場合の支払い予定額を回答していただくという調査になっています。

次に、結果報告書の２ページ目をご覧ください。こちらが第１表ですが、総務省が実施している令和３年経済センサス調査、センサスといいますが、このセンサスから把握をした事業所数、労働者数、これらを産業別、規模別に集計したものです。こちらの第１表で網掛けをしている部分が基礎調査の対象となっている範囲でございます。

規模につきましては、１人から９人、１０人から２９人、３０人から９９人、１００人以上と分類しており、製造業のみ１人から９９人までを対象として、それ以外の産業は２９人以下の事業所を対象としています。

次に、結果報告書の３ページ目、こちらの上段をご覧ください。第２表は、それぞれの特定最低賃金に適用される事業所数・労働者数を記載しています。前のページの第１表では、大分類ごとの事業所数・労働者数を記載していましたが、各特定最低賃金は中分類、小分類の単位で設定をされていまして、こちらの第２表の数字は、前のページの第１表の内数となっているとご理解ください。なお、新車小売業につきましては、Ｉ 卸売業、小売業の内数であり、その他４業種については、Ｅ製造業の内数となっています。また、３ページの第２表の一番下に資料の出どころとして、各特定最低賃金に適用される部

会別の事業所数と労働者数を記載しています。これは、令和８年３月１６日に開催した第４４５回の本審資料でお示しした数字となっております。

同じく３ページの下段をご覧ください。第３表として基礎調査の実施状況を記載しています。上半分が今回の調査対象の産業全ての合計、下半分がそれぞれの特定最低賃金が適用される産業の合計となっています。

本年は全体で１，９１０の事業所へ送付し、１，１１１事業所から回答があり、回答率は５８．２％でした。また、この第３表の調査対象欄は、センサスから把握した基礎調査対象の実際の事業所数、労働者数であり、これを母集団と呼んでいます。 資料には記載をしていませんが、数字としては集計しました労働者の全サンプル数は１０，２９２人分であり、これらの件数のデータから母集団となる労働者数、全産業で言いますと、次の表から出てくる数字ですが、１１０，９７１人に復元したものが賃金分布のデータとなっております。

そして、４ページ目以降は３種類の賃金分布のデータとなっています。説明のために目次を見ていただければご理解いただきやすいかと思いますが、４ページ目以降は、基本的に３種類の賃金分布データを一つのセットとして、その一セットの１ページ目が事業所規模別年齢別に集計したもの。２ページ目が男女別を年齢別に集計したもの。３ページ目が年齢別を賃金階級ごとに表示したものとなっておりまして、この３つのページを一つのセットとして、それが調査対象産業計、特定最低賃金適用の産業計、それから、先ほどご覧いただいた第２表に記載のより詳しい各産業系の順番で並べてあります。

さらに、これに加えまして、調査対象産業系、それから特定最低賃金適用産業系の後には、労働者がどの賃金階級に分布しているかを表したグラフを図１、および図２として入れていますので、ご参照いただけたらと思います。

次にページが飛びますが、特性値についてご説明をいたします。特性値等の説明を記載した資料を入れておりますが、業種ごとにページが異なっていまして、略称で失礼いたしますが、鉄鋼、自動車製造、それから新車小売につきましては、こちらの１４ページ目を、電気は２９ページ目を、はん用機械は３２ページ目をご覧ください。

こちらの資料で特性値についてご説明をいたします。この資料の例では、２００人の集団を例にとりまして、分布についてご説明をしております。第１、何々分位数、という表現をしておりますが、これは例えば第１・２０分位数で説明をいたしますと、上の分布図にありますとおり、賃金の低い方から並べて、２００人を２０等分します。つまり、２００人を２０等分、２０等分というのは５％でございますので、この１０番目ということになりますので、１０番目の労働者が属する場合の賃金額を表しています。同様に第１・１０分位といいますと１０％のことで２０番目の方、第１・４分位といいますと４等分の２５％で２００人であれば５０番目となります。中位数といいますのは２００人の真ん中、１００番目ということになります。

四分位偏差係数という数値もありますが、こちらは分布の両端に影響がされない第１・４分位から第３・４分位までの全体の半数に当たる労働者の賃金分布の中心部分の広がりを表しています。それぞれの図の右肩に説明書きがありますが、この計算式によって算出をしています。具体的には、上の分布図のように、この計算式が０.２５という結果が出たということであれば、茶色で色付けした全体範囲が全体の半分、２００人の例で言えば、５１番目の方から１５０番目の方までの１００人の労働者の賃金分布が示されていまして、全体がうぐいす色で賃金分布幅としておりますが、この分布幅の２５％が、この茶色で色付けした範囲に収まっているということを意味しています。

下の方の例では、四分位偏差係数が０．３５、３５％となっていまして、このように係数が大きくなればなるほど、中心の山が低くなっています。横に膨れる形となるというふうに、分布の状態、イメージを表す数値として用いられています。こちらの特性値につきましては、今ご覧のページの２ページ前に戻っていただくと、特性値及び最低賃金未満労働者数、また、今ご覧のご説明のページの次のページには、特性値一覧表に特性値を用いた集計結果を載せていますので、審議のご参考にしていただければと思います。

次に、業種ごとにお配りしております表題に９月２５日参考資料と記載のある１枚ものの資料をご用意いただきまして、こちらについてご説明をいたします。こちらにつきましては、結果報告書の方では１０円刻みの賃金分布

表となっていますが、最低賃金額未満をひとまとめにして、最低賃金額以降、１円刻みで賃金分布表を出力したものでございます。なお、鉄鋼につきましては、１円刻みの金額が飛び飛びになっていますが、これは、その金額に労働者が１人以上存在する時間額のみを抽出しているため、飛び飛びの表となっています。その他の業種につきましては、１円刻みで、左側の賃金分布表の累積労働者数と累積の割合といいますのは、その時間額までを含んだ労働者の数と割合、右側の影響率は、その時間額に改正をすると、何パーセントの労働者が引き上げなければならないかという未満率ですので、左側の賃金分布表の１つ上の行の数値に一致をするということになっています。この表では、最低賃金を何円引き上げれば、全体として、だいたいどのくらいの人数、影響率があるかというのが表示をしてありますので、審議のご参考にしていただければと思います。

以上で、基礎調査結果報告資料のご説明を終わります。

【部会長】　ただいまの説明についてのご質問、ご意見などをお受けいたします。

【景山委員】　一点だけお願いさせていただきます。合同会議で詳しい説明はいただけないということですけれども、未満労働者について、各部会の２回目の会議以降で詳細が分かりましたら、その中身について教えていただきたいと思います。

といいますのも、この間、適用労働者をどこに置くかという議論をやってですね、除外する業務についても確認をしてまいりましたので、そのことも併せて確認をしたいという意味合いでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【部会長】　その他ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今の件よろしくお願いいたします。

次に会議次第９のその他です。委員の皆様から何かございますでしょうか。

（「ありません。」）

【部会長】　事務局から何かありますか。

【室　長】　事務局より４点ほど説明させていただきます。

まず、1 点目は特定最低賃金発効予定日についてです。会議資料ナンバー５で答申日別最短効力発生予定日一覧表をお配りしております。この表を見ていただくと、一番左の列の答申（要旨公示）つまり最賃額が全会一致で結審した日が、例えば９月３０日水曜日であれば、その右側の各手順を踏んで、最短で１１月２８日土曜日、こちらが発効日となります。

なお、この表は、答申から発効まで最短で手続きが進められた場合の日程を示したもので、異議申出があり、その締切日から数日後に本審議会を開催し異議を審議すると、発効日も同様に後ずれしますので、この点をご承知おきください。

２点目は審議会の公開についてです。

令和５年４月の中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告におきまして、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当、とされましたことを受けまして、公労使三者が集まって議論を行う部分は、率直な意見交換を担保する必要がある場合などを除き、可能な範囲で公開化を行ったところです。

今年度におきましても、同様に、公労使三者が集まって議論を行う部分は公開としていきたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

そして３点目でございます。今後の専門部会の審議の日程でございますが、あらかじめ皆様の席にお配りしております特定最低賃金専門部会日程スケジュール表がございます。こちらのスケジュール表のとおり、事務局で設定しておりますが、こちらの日程でよろしいでしょうか。

【景山委員】　一応、事務局案としていただいておりますけれども、それぞれで一旦確認をさせていただいて、最終決定していただきたいと思います。

【室　長】　はい、わかりました。それでは、最終決定については今日この後、皆様の方

にお伝えいたします。

４点目でございます。４点目は、閉会後に謝金等について、事務局より事務連絡として、説明いたします。

以上でございます。

【部会長】　それでは、今後のスケジュールについては、この会議の後で調整するということで、よろしくお願いします。それで最終確定にしたいと思います。

それでは第２回以降の各専門部会につきましても、公開とし、議事録も公開します。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第５条第１項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第６条２項により非公開、同条第３項により議事要旨を公開することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし。」）

【部会長】　はい、それではそういう形にさせていただきます。それでは以上をもちまして、特定最低賃金専門部会合同会議を閉会します。どうもありがとうございました。